

生徒・保護者のみなさんへ

令和5年度（2023年度） 熊本県育英資金貸与予約者募集のお知らせ

熊本県では、向学心に富む学生又は生徒で、経済的理由により修学困難な方に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的として、奨学金制度を設けています。

令和5年度（2023年度）に高校等へ入学予定の中学生を対象として育英資金の貸与予約者を下記のとおり募集します。

申請を希望される方は、学校から募集のしおり等の関係書類を配布しますので、在籍する中学校の奨学金担当者へご連絡をお願いします。

- 育英資金は、貸与されるものであり、必ず返還が必要です。
- 返還金は、再び後輩の育英資金として活用されています。

1 対象者

次の①～④のいずれにも該当する方が対象です。

- ① 生計の主たる維持者が熊本県内に居住していること。
- ② 勉学に意欲があると認められること。
- ③ 学資の支弁が困難であると認められること。
- ④ 貸与した育英資金の返還が確実であると認められること。

※詳細については、配布される募集のしおりをご覧ください。

2 貸与金額（月額）

各区分の金額のうち1つを選択していただきます。

区 分		金 額
国公立	自 宅	18,000円、13,000円、8,000円
	自宅外	23,000円、18,000円、13,000円
私 立	自 宅	30,000円、20,000円、10,000円
	自宅外	35,000円、25,000円、15,000円

3 提出期限・提出先

学校から配布される募集のしおりをよく読み、必要書類を期限までに在籍する中学校へ提出してください。

提 出 期 限	R5 年 7 月 14 日（金）
提 出 先	宇土中学校 奨学金係（石川）
連 絡 先	0964-22-0043

※ 申請を希望される方は6月23日（金）までに、担任又は係までご連絡下さい。
詳しい資料及び申請書類をお渡しします。

高校生等への教育費の支援について

○高校等への進学を望む生徒が、お金の不安なく学べるように、高校生等のいる世帯の教育費（授業料や教科書代、P T A費等）を支援する制度（就学支援金、奨学のための給付金、育英資金）が設けられています。

○これらの支援を受けるには、申請が必要です。制度の違いを理解していただき、生徒が安心して学べるように活用してください。

	しゅうがくしえんきん 就学支援金	しょうがく きゅうふきん 奨学のための給付金	いくえいしきん しょうがくきん 育英資金（奨学金）
内 容	授業料 に充てるため毎月定額を 支給 ※学校設置者が生徒に代わり受け取り、授業料に充てるため、 <u>生徒本人が直接受け取るものではありません。</u>	授業料以外の教育費 （教科書・P T A費等）に充てるため年に1回定額を 給付 ※新入生で一部早期給付を希望する場合は年に2回給付。 ※指定された口座へ直接給付されます。	教育費に充てるための資金として毎月定額を 貸与 ※生徒名義の口座へ貸与されます。
返済の義務	な し	な し	あ り
世帯の所得の制限	（市町村民税の）課税標準額×6% —（市町村民税の）調整控除額で判断	道府県民税・市町村民税所得割額の合算額で判断 ※詳しくは裏面をご確認ください。	所得額で判断
	保護者（親権者）全員の合算額 304,200 円未満 【4人世帯の目安】年収約910万円未満 ※「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、異なりますのでご注意ください。	保護者（親権者）全員の合算額 非課税（0 円） 【4人世帯の目安】年収約270万円未満 ※「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、異なりますのでご注意ください。	世帯全員の合計所得額が 生活保護基準の2倍以内 【4人世帯の目安】 所得約422～481万円以内 ※家族の人数や年齢、働いている人の人数・地域により異なります。
支給額（年額）	118,800 円（月額9,900 円） ※定時制、通信制は、支給額が異なります。 ※私立は、所得に応じて支給額が異なります。	国公立 32,300 円～143,700 円 私 立 52,600 円～152,000 円 ※世帯状況及び課程で支給額が異なります。	96,000 円～216,000 円 （月額 8,000 円～18,000 円） ※学校区分、通学区分により貸与額が異なります。
申請の時期	4月の入学時 6月～7月頃	7月頃 ※新入生で一部早期給付を希望する場合は5月頃	6月頃（在学募集） 9月頃（予約募集）※中学3年生が対象。

※ 令和5年（2023年）2月時点 変更となる場合があります。

※家計急変があった場合は、課税があっても対象になる可能性があります。